



平成 18 年 7 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名
大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号
M I D リート投資法人
代表者名
執行役員 泉 幸 伸
(コード番号：3227)
問合せ先
M I D リートマネジメント株式会社
取締役財務企画部 部長 植村 弘
TEL.06-6456-0700 (代表)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

M I D リート投資法人(以下「本投資法人」という。)は、平成 18 年 7 月 27 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」という。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に上場するにあたって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- (1) 募集投資口数 180,000 口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額) (平成 18 年 8 月 18 日(金曜日)(以下「発行価格決定日」という。)に開催される予定の役員会において決定する。)
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及び U B S 証券会社を共同主幹事会社(以下「共同主幹事会社」と総称する。)とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。共同主幹事会社以外の引受人は、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び三菱 U F J 証券株式会社(以下共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。)とする。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 4 条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格にかかる仮条件を投資家に提示し、投資口にかかる投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。以下「ブック・ビルディング方式」という。)により、発行価格決定日に決定する。
- (4) 引受契約の内容 引受人は、下記(8)に記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



- (5) 需要の申告期間 平成18年8月11日(金曜日)から
(ブックビルディング期間) 平成18年8月17日(木曜日)まで
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 申込期間 平成18年8月21日(月曜日)から
平成18年8月24日(木曜日)まで
- (8) 払込期日 平成18年8月28日(月曜日)
- (9) 投資証券交付日 平成18年8月29日(火曜日)
- (10) 発行価格(募集価格)、払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (11) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2.を参照のこと。)

- (1) 売出人及び
売出投資口数 野村証券株式会社 9,000口
売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。
- (2) 売出価格 未定
(売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (3) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が9,000口を上限として借入れる本投資証券の売出しを行う。
- (4) 申込単位 1口以上1口単位
- (5) 申込期間 平成18年8月21日(月曜日)から
平成18年8月24日(木曜日)まで
- (6) 受渡期日 平成18年8月29日(火曜日)
- (7) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (8) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行(下記<ご参考>2.を参照のこと。)

- (1) 募集投資口数 9,000口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額)(払込金額(発行価額))は、一般募集における払込金額(発行価額)と同一とする。)
- (3) 割当先及び投資口数 野村証券株式会社 9,000口
- (4) 申込単位 1口以上1口単位
- (5) 申込期間(申込期日) 平成18年9月25日(月曜日)
- (6) 払込期日 平成18年9月26日(火曜日)
- (7) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (8) 払込金額(発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (9) 一般募集による新投資口発行を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



<ご参考>

1. 本投資証券は東京証券取引所に平成 18 年 8 月 29 日（火曜日）に上場する予定です。
2. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が本投資法人の投資主であり、本投資法人の指定する販売先である M I D 都市開発株式会社から 9,000 口を上限として借り入れる本投資証券（但し、かかる貸借は、下記「6. その他 / (1) 販売先の指定」に記載するとおり、本投資証券が M I D 都市開発株式会社に販売されることを条件とします。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は 9,000 口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が M I D 都市開発株式会社から借り入れた本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は、平成 18 年 7 月 27 日（木曜日）開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 9,000 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成 18 年 9 月 26 日（火曜日）を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村証券株式会社は、平成 18 年 8 月 29 日（火曜日）から平成 18 年 9 月 19 日（火曜日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）借入投資証券の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引によって買付け、借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、野村証券株式会社は本件第三者割当にかかる割当てに応じ、本投資証券を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

上記に記載の取引については、野村証券株式会社がみずほ証券株式会社及び U B S 証券会社と協議の上、これらを行うものとされています。

3. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	200 口
一般募集による増加投資口数	180,000 口
一般募集後の発行済投資口総数	180,200 口
第三者割当による増加投資口数	9,000 口（注）
第三者割当後の発行済投資口総数	189,200 口（注）

（注）上記「3. 第三者割当による新投資口発行」の募集投資口数の全口数に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

4. 今回の調達資金の使途

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



一般募集における手取金については、本投資法人による特定資産の取得資金等に、本件第三者割当における手取金については、特定資産の取得資金及び借入金の返済等に、それぞれ充当します。

5. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行います。

6. その他

(1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、資産運用会社の株主であるMID都市開発株式会社に対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち9,000口を販売する予定です。

(2) 売却・追加発行等の制限

資産運用会社の株主であるMID都市開発株式会社は、一般募集の対象となる本投資証券のうち9,000口を取得する予定ですが、同社は、一般募集に関連して、共同主幹事会社との間で、上場（売買開始）日から平成19年2月28日（水曜日）までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、その保有する本投資証券の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸し渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

本投資法人は、一般募集に関連して、共同主幹事会社との間で、上場（売買開始）日から平成18年11月29日（水曜日）までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資証券の追加発行等（但し、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う追加発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

なお、上記及びのいずれの場合においても、共同主幹事会社は、それぞれの制限期間中にその裁量で当該合意の全部又は一部を解除する権限を有しています。

MID都市開発株式会社は、本投資法人の設立に当たり、本投資証券200口を取得し、本書の日付現在まで保有する投資主であり、本投資証券を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有にかかる確約を行っており、当該投資証券をその効力発生日（本投資法人の成立日である平成18年6月1日）から1年を経過する日まで所有することとされています。

以上

* 本資料の配布先： 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。